

(平成23年11月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年4月から54年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、夫及び義父の保険料と一緒に金融機関から口座引き落としで納付していた。残高不足で保険料が口座から引き落とされなかったときは、定期的に役場の職員が徴収に来ていた。

私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年2月に国民年金手帳記号番号が払い出されて以降、申立期間を除き国民年金保険料を現在まで全て納付しており、申立期間は12か月と短期間である上、一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫は、婚姻後は申立期間を含め60歳に到達するまでの保険料を全て納付しており、申立人及びその夫の納付意識の高さがうかがえる。

また、保険料を一緒に口座から引き落とししていたとする申立人の夫は、特殊台帳によると、申立期間のうち、昭和53年10月から54年3月までの保険料を過年度納付しており、申立期間後も未納となった59年10月から同年12月までの保険料を60年5月に過年度納付しているなど、未納期間の解消に努めていたことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、納付日が確認できる昭和60年4月以降、申立人及びその夫は保険料の納付日がおおむね一致していることから、申立期間当時も申立人及びその夫の納付行動はおおむね同一であったものと推察され、申立人及びその夫の納付意識の高さを踏まえると、申立期間の保険料に未納があった場合は、申立人も夫と同様に納付していたものと考えられ、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C本部における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和59年8月1日、同喪失日は60年11月21日とし、標準報酬月額については、59年8月から60年7月までは9万2,000円、同年8月から同年10月までは11万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年8月1日から61年1月1日まで

A社D支社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

A社D支社に勤務していた期間は、同時にE社において代表取締役として勤務しており、厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格は既に同社において取得していたため、A社入社時に同社にそのことを伝えたが、同社からは同社においても加入しなければならない旨の回答を受けたので、同社においても厚生年金保険の被保険者及び健康保険組合の組合員となった。このため、健康保険被保険者証は2種類所持していた。

A社においても厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 適用事業所名簿によると、A社D支社は昭和58年2月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることとともに、同日付けで同社C本部が適用事業所となっていることが確認できることなどから判断すると、申立期間当時、同社C本部は、同社D支社を含む複数の支社に係る厚生年金保険について、包括的に手続を行っていたことが推認されるところ、同社C本部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、59年8月1日に被保険者資格を取得し、60年8月1日に標準報酬月額の随時改定が行われたものの、当該被保険者記録は同年11月21日付けで取り消す処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、B社が保管する申立人に係る人事データにより、申立人は、A社D支社において昭和59年5月14日から60年12月31日まで勤務していたことが確認できるとともに、同データには、「格上年月」として「S59.8」と記録されており、「格下年月」は空欄となっていることが確認できる。同事業所は、「申立人は、昭和59年8月から正社員に該当することになり、退職まで正社員であったと考えられ、正社員に該当した時点から厚生年金保険に加入させていると考えられる。」と回答している。

一方、申立人は、E社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であったこと、及び同事業所の商業登記簿において代表取締役役に就いていることが確認できる。申立人は「E社では代表取締役であり、出勤退勤時間には制約を受けないので、A社の勤務を優先させて、同事業所で勤務していた。」と供述している上、前述の被保険者名簿において、申立期間当時、被保険者記録が確認できる同僚は「申立人は、E社で勤務しながら、A社に勤務しており、E社には、私を含め他の従業員が帰る頃である夕方遅くに出勤していた。このため、従業員は帰れずにいたことを記憶している。」と供述していることなどから判断すると、申立人は、A社D支社においても、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたと推認される。

また、A社C本部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には厚生年金保険被保険者資格の取消理由の記載は無い上、年金事務所及びB社にも、申立人の被保険者資格の取消に係る資料は残されていないため、取消処理の理由、経緯等については確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、A社C本部において厚生年金保険被保険者資格の要件を満たしていたと考えられ、社会保険事務所（当時）が、申立人の被保険者資格を取り消す合理的な理由は見当たらず、昭和60年11月21日付けで行われた申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取消処理は、事実上即時のものとは考え難く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人のA社C本部における厚生年金保険被保険者資格の取得日は申立人の同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に当初記録されていた59年8月1日、同喪失日は資格取消処理が行われた60年11月21日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、前述の被保険者名簿において確認できる厚生年金保険被保険者資格の取消前の申立人に係る記録により、昭和59年8月から60年7月までは9万2,000円、同年8月から同年10月までは、11万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和60年11月21日から61年1月1日までの期間については、前述のとおり厚生年金保険の被保険者資格の要件は満たしていると

考えられるものの、A社C本部に係る前述の被保険者名簿において、申立人の当該期間における被保険者記録は確認できず、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、当該期間の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（50万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年5月1日から同年10月1日まで
平成13年12月26日にA社に入社し、14年4月に一旦退職したものの、会長から懇願されて同年5月1日に再度入社した。
再入社の際に、給与は50万円ということで取り決めていたし、支給もされていた。

しかし、日本年金機構から送られてきた私の記録を見ると、申立期間の標準報酬月額は、実際の給与支給額とは大きく違っている上、当初記録されていた標準報酬月額が遡って引き下げられていることが分かった。

私は、申立期間にB県内の事務所に勤務していたが、社長から、給与を下げるという話は一切聞いていない。

申立期間の標準報酬月額を当初の記録に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初申立人が主張する50万円と記録されていたところ、平成14年9月12日に、同年5月1日に遡って9万8,000円に引き下げられ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成14年10月1日）まで継続していることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録により、当該事業所が、申立人の雇用保険被保険者資格の取得時に届け出た賃金月額は50万円であることが確認できる上、申立人が提出した銀行の取引明細により、遡及減額後の標準報酬月額（9万8,000円）を大きく上回る給与額が振り込まれていることが確認できる。

また、オンライン記録において、申立期間に係る標準報酬月額が、遡及減額処理されているのは申立人のみであるところ、法人登記簿において、申立人は当該事業所の取締役ではないことが確認できるとともに、申立期間当時に当該事業所において給与計算及び社会保険事務を担当していたとする同僚は、i) 申立人は正社員であり、申立期間において勤務形態等に変更は無かったこと、ii) 申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得時の報酬月額は約 50 万円で届け出ており、その後、報酬月額を変更する届出を行った記憶は無いこと、iii) 事業主から、申立人の給与を減額する指示を受けた記憶も無いことを供述している。

さらに、滞納処分票並びに申立人及び同僚の供述によると、申立期間当時、当該事業所において、厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できるところ、当該事業所は、申立人に係る当該遡及減額処理の直後、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなり、平成 14 年 11 月に破産手続をしていることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成 14 年 9 月 12 日付けで行われた遡及減額処理は事実即したものと考えることは難しく、申立人について同年 5 月 1 日に遡及して標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、50 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から43年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年10月から43年5月まで

私は、私の母から、私がA社を辞めB社に勤めるまでの8か月間の国民年金保険料を納めたと聞いていた。銀行から振り込んだのか、市役所で納めたのかは記憶していない。母は、5年年金に加入して国民年金保険料を納め、国民年金を受給している。

当時の私は、登山やスキーを趣味としていたので、事故や傷病で身体障害者となった場合のことを考えて、国民年金に加入し保険料を納付してくれたものであり、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、同番号が導入された平成9年1月1日時点で申立人が勤務していたC県のD共済組合の記号番号が当てられており、基礎年金番号に厚生年金保険記号番号が統合された記録は見られるものの、国民年金手帳記号番号が統合された記録、及び申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間については、申立人は国民年金には未加入であったために、申立人の母親は申立人の国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる。

また、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の母親は高齢であり、具体的な事情の聴取ができないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 3 月から 62 年 6 月までの期間及び同年 10 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 3 月から 62 年 6 月まで
② 昭和 62 年 10 月から平成元年 3 月まで

私は、高等学校を卒業後に就職し、親元を離れて生活していた。
20 歳になった時の国民年金への加入手続については記憶していないが、国民年金保険料は、住所に送付されてくる納付書により金融機関で納付していた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間②より後の平成元年 6 月に A 市 B 区で払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人は、当該記号番号が払い出されるまでは、国民年金に加入しておらず、申立期間①及び②当時に納付書が発行されることはないため、申立期間①及び②当時に保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、A 市の国民年金被保険者名簿においても、当該記号番号が払い出されたことにより、申立人は 20 歳到達日まで遡って国民年金被保険者の資格を取得していることが確認でき、当該加入時点（平成元年 6 月）では、申立期間①の大部分は時効により保険料を納付することができない期間である上、当該被保険者名簿でも申立期間①及び②の保険料は未納と記録されている。

さらに、同被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立期間①直後の昭和 62 年 7 月から同年 9 月までの保険料は平成元年 10 月 13 日に過年度納付されており、当該納付時点では申立期間①の保険料は時効により納付すること

ができないこと、申立期間②直後の同年4月の保険料は3年5月27日に過年度納付されており、当該納付時点では申立期間②の保険料は時効により納付することができないことから、申立期間①及び②の保険料は、時効により過年度納付することもできなかつたものと考えられる。

加えて、申立人は、金融機関で保険料を納付していたとしているものの、納付場所及び納付時期等についての記憶が定かではないため、具体的な納付状況等が不明であり、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から60年3月までの期間及び平成6年4月から7年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和47年6月から53年6月まで
② 昭和53年7月から60年3月まで
③ 平成6年4月から7年2月まで

申立期間①については、私は、会社を退職した昭和47年6月当時、両親と同居しており、父が私の国民年金の加入手続を行い、両親が国民年金保険料を納付してくれていた。

また、申立期間②については、結婚していたため、元妻が私の保険料を納付してくれていたはずであり、離婚後の申立期間③については、私が保険料を納付した。

申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、申立人の国民年金への加入手続は、A市B区の国民年金被保険者名簿に「資格得 60.7」及び「60 職適」と記載されていることから、申立期間①及び②より後の昭和60年7月にB区で職権により行われ、その際、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたことが確認でき、当該払出時点では、申立期間①の全期間及び申立期間②の過半の期間は、時効により、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、当該払出時点より前に、申立人に対して別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間①の保険料は申立人の両親が、申立期間②の保険料は申立人の元妻がそれぞれ納付してくれたと供述しているが、両親

からは保険料の納付状況等を聴取することができず、元妻からも、申立人の申出により、保険料の納付状況等を聴取することができないため、申立期間①及び②当時の状況が不明である。

- 2 申立期間③については、前述の被保険者名簿によると、当該期間に係る免除申請は行われたものの、平成7年5月に却下されていることが確認できる上、申立人は、当該期間の保険料の納付方法及び納付額に関する記憶が定かではない。
- 3 申立人、両親及び元妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立人、両親及び元妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 2535 (事案 2412 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月から10年3月まで

私は、60歳の誕生日を迎えた頃、年金受給の問い合わせのために、社会保険事務所(当時)に出向き、窓口の男性担当者に、「今50万円納付すると、将来にわたり年金の額が有利になる。」と言われ、夫から50万円を借り受けて国民年金保険料を一括納付した。

今回、銀行口座から50万円を引き出したことを証明する書類があるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、60歳の誕生日を迎えた頃、50万円を一括納付したと供述しているところ、申立期間は61か月と長期であり、当時は、特例納付の実施期間ではないことから、申立期間に係る国民年金保険料を一括して納付することはできないこと、ii) 平成9年1月1日に導入された申立人の基礎年金番号は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した5年3月1日時点の厚生年金保険被保険者記号番号が付番され、当該取得日に係る入力処理は、過年度納付書が発行された12年5月23日に行われたものと確認できることから、この時点までは、申立期間は未加入期間とされ、保険料を納付することができなかったものと考えられることなどから、既に当委員会の決定に基づき23年5月26日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、保険料納付を示す資料として、新たに銀行口座から50万円を引き出したことを証明する「預金取引明細照会(流動性)」を提出し、保険料として50万円を一括納付した証拠であると主張しているものの、預金が引き出されたのは平成12年8月22日であり、この時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができないなど、当該資料から申立期間に係る保険料納付を推認することはできず、その他に委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 30 日から 46 年 11 月 1 日まで

具体的な勤務時期については憶えていないが、私は、A社のB班において2度から3度にわたって勤務していた。その間、厚生年金保険料は給与から控除されていたはずなのに厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

当時のB班の事務員に聞けば、私が勤務していたことが分かると思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社のB班における業務内容に関する供述、及び申立人が同班の事務員であったとして名前を挙げている者の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同班において同社の業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、申立期間当時、同社は厚生年金保険に加入させていた本社員と同保険に加入させていなかった非正規作業員とで構成されており、本社員の場合は会社の「社保台帳」に被保険者記録が残っているはずだが、申立人に係る同記録は無い上、在職していた記録も無いことから、申立人は、当時、同社に多く出入りし、「〇〇班」と呼ばれていた外注的な役割の会社に在籍していたかもしれない旨回答している。

また、申立人がB班の事務員であったと供述している者は、同班はA社の下請会社であり、申立人はA社の本社員ではなかったし、自身も、同班に在籍中は同社で健康保険及び厚生年金保険には加入していなかった旨供述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が当時の同班の同僚として名前を挙げている複数の者に係る厚生年金保険の被保険

者記録は確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間を含む昭和36年5月27日から47年2月12日までの期間に申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号にも欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から 44 年 11 月 6 日まで

私は、昭和 43 年 3 月に高等学校を卒業した後、A社（現在は、B社）C事業所に入社して間もなく、外国まで飛行機で行き、そこで同社C事業所とD国の事業所との合弁会社であるD国船籍の船舶「E号」に船員として約1年7か月間勤務した。

下船後の2か月間に係る船員保険の被保険者記録はあるが、「E号」に船員として勤務していた期間に係る記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

F組合が保管する当時のG組合「組合費納入台帳」の記録及び同僚の供述から判断すると、申立人が、申立期間当時、「E号」に乗り組んでいたことが確認できる。

しかしながら、申立期間当時、船員保険法第17条において、船員法第1条に規定する船員として船舶所有者に使用されるものを被保険者とする規定し、船員法第1条において、船員とは、日本船舶等に乗り組む船長及び海員並びに予備船員をいうと規定されているところ、船舶所有者名簿等において「E号」はA社C事業所が所有する船舶として確認できないこと、申立人及び申立事業所に勤務していたとする複数の同僚が同船舶は外国船籍であったと供述していることから判断すると、申立人は、申立期間において、船員保険法に定める被保険者としての要件に該当していなかったものと推認できる。

また、A社C事業所に係る船員保険被保険者名簿及び船員保険被保険者台帳によれば、申立人の船員保険被保険者資格の取得日は、昭和44年11月6日となっていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間当時「E号」に一緒に乗り組んでいたとして名

前を挙げた同僚3人は、同船舶に乗り組んでいたことはあるが申立人は知らないと供述している一方、別の同僚一人は、同船舶に申立人と一緒に乗り組んでいた旨供述しているものの、前述の被保険者名簿において、当該4人のいずれも申立期間に係る船員保険の被保険者記録は確認できない上、申立人と同じ昭和44年11月6日に船員保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間は、申立人が外国船籍の船舶に乗り船員保険の適用とならない期間と判断されることから、船員保険の被保険者期間であったと認めることはできない。